

【閱覽用】

令和5年5月31日提出

令和5年6月那須塩原市議会  
定例会議議案

那須塩原市



令和5年6月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
同意第6号	那須塩原市監査委員の選任について	総務部
同意第7号	那須塩原市農業委員会委員の任命について	産業観光部
同意第8号	人権擁護委員の候補者の推薦について	企画部
議案第61号	令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）	総務部
議案第62号	那須塩原市税条例の一部改正について	総務部
議案第63号	契約の締結について	教育部
議案第64号	損害賠償の額の決定及び和解について	産業観光部
議案第65号	損害賠償の額の決定及び和解について	産業観光部
議案第66号	栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 栃木県市町村総合事務組合同約の変更について	総務部
議案第67号	佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退すること に伴う財産処分について	総務部
報告第10号	令和4年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書について	総務部
報告第11号	令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計継続費繰越計算書について	塩原支所
報告第12号	令和4年度那須塩原市水道事業会計予算繰越計算書について	上下水道部
報告第13号	令和4年度那須塩原市下水道事業会計予算繰越計算書について	上下水道部
報告第14号	公益財団法人那須塩原市農業公社の経営状況報告について	産業観光部
報告第15号	公益財団法人那須塩原市文化振興公社の経営状況報告について	教育部
報告第16号	公益財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況報告について	教育部

同意 第6号

那須塩原市監査委員の選任について

次の者を那須塩原市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年 5月31日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住 所 那須塩原市永田町15番22号

氏 名 平山 武

生年月日 昭和23年 1月 2日

同意 第7号

那須塩原市農業委員会委員の任命について

次の者を那須塩原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年 5月31日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住 所 那須塩原市石林758番地  
氏 名 秋元 誠  
生年月日 昭和30年 9月19日

住 所 那須塩原市小結133番地  
氏 名 石崎 清  
生年月日 昭和28年 9月 2日

住 所 那須塩原市埼玉6番地607  
氏 名 一戸 養子  
生年月日 昭和46年12月18日

住 所 那須塩原市鍋掛1156番地  
氏 名 岡本 利江  
生年月日 昭和44年 9月 3日

住 所 那須塩原市上中野506番地  
氏 名 加藤 拓央  
生年月日 昭和30年 1月 1日

住 所 那須塩原市三区町659番地  
氏 名 金田 廣衛  
生年月日 昭和41年11月 3日

住 所 那須塩原市二区町340番地  
氏 名 神藤 芳定  
生年月日 昭和56年12月14日

住 所 那須塩原市箕輪464番地  
氏 名 菊地 喜芳  
生年月日 昭和30年10月26日

住 所 那須塩原市鍋掛521番地  
氏 名 菊地 寿行  
生年月日 昭和39年 1月19日

住 所 那須塩原市細竹59番地  
氏 名 菊地 瞳  
生年月日 昭和33年 7月13日

住 所 那須塩原市二つ室62番地5  
氏 名 木下 久雄  
生年月日 昭和29年11月30日

住 所 那須塩原市上塩原664番地  
氏 名 君島 良一  
生年月日 昭和22年11月18日

住 所 那須塩原市宇都野891番地  
氏 名 斎藤 栄  
生年月日 昭和36年12月22日

住 所 那須塩原市前弥六65番地  
氏 名 白井 通  
生年月日 昭和44年 7月 4日

住 所 那須塩原市上大貫56番地  
氏 名 高瀬 和夫  
生年月日 昭和28年 5月12日

住 所 那須塩原市青木618番地1  
氏 名 月井 喜美郎  
生年月日 昭和28年 6月25日

住 所 那須塩原市四区町727番地266  
氏 名 辻野 岩男  
生年月日 昭和30年 3月 2日

住 所 那須塩原市横林133番地16  
氏 名 槌江 栄作  
生年月日 昭和44年11月 8日

住 所 那須塩原市東遅沢65番地

氏 名 松本 忠太

生年月日 昭和25年 4月18日

住 所 那須塩原市上郷屋125番地3

氏 名 室井 孝美

生年月日 昭和33年10月 7日



同意 第8号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年 5月31日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住 所 那須塩原市鍋掛1087番地893

氏 名 郡司 義明

生年月日 昭和30年 5月11日

住 所 那須塩原市井口1156番地39

氏 名 大木 康隆

生年月日 昭和31年12月 7日

議案 第61号

令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)

令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

令和5年 5月31日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第62号

那須塩原市税条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年 5月31日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市税条例の一部を改正する条例

那須塩原市税条例（平成17年那須塩原市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規

定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤

納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、  
3分の1とする。

附則第15条の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の那須塩原市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の改正規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の那須塩原市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受け

るべき那須塩原市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

## 議案 第63号

### 契約の締結について

次の契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年 5月31日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- 1 契約の目的 箒根学園体育館改築工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約金額 576,180,000円
- 4 契約の相手方 那須塩原市太夫塚5丁目221番地  
生駒／DI・SANWA／万 特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社生駒組  
代表取締役 生駒 憲一

議案 第64号

損害賠償の額の決定及び和解について

次の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年 5月31日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

1 事案の概要

那須高林産業団地の分譲済み区画において出土した地中障害物に係る撤去費用等の損害を与えたもの

2 損害賠償の額 235,380,000円

3 和解の内容

- (1) 市は、相手方に対し、損害賠償金の支払義務があることを認め、市議会の議決後に相手方からの請求書を受領した日から30日以内に指定の口座へ振り込む。
- (2) 市及び相手方は、本件に関し、損害賠償金以外に何らの債権債務のないことを確認し、互いに何らの請求をしない。

4 相手方 ○○○○  
○○○○



議案 第65号

損害賠償の額の決定及び和解について

次の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年 5月31日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

1 事案の概要

那須高林産業団地の分譲済み区画において出土した地中障害物に係る撤去費用等の損害を与えたもの

2 損害賠償の額 20,460,000円

3 和解の内容

- (1) 市は、相手方に対し、損害賠償金の支払義務があることを認め、市議会の議決後に相手方からの請求書を受領した日から30日以内に指定の口座へ振り込む。
- (2) 市及び相手方は、本件に関し、損害賠償金以外に何らの債権債務のないことを確認し、互いに何らの請求をしない。

4 相手方 ○○○○  
○○○○

議案 第66号

栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について

佐野地区衛生施設組合が解散することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和5年10月1日から栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更する。

令和5年 5月31日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

栃木県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合同規約（平成18年栃木県指令市町村第1212号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「那須地区広域行政事務組合 佐野地区衛生施設組合」を「那須地区広域行政事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和5年10月1日から施行する。

議案 第67号

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う  
財産処分について

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う退職  
手当支給事務にかかる財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第289条の規定により、別紙のとおり関係地方公共団体と協議のうえ定めるもの  
とする。

令和5年 5月31日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う  
財産処分に関する協議書

令和5年9月30日をもって佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退するため、栃木県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち退職手当支給事務にかかる財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、下記のとおり定める。

記

栃木県市町村総合事務組合は、栃木県市町村総合事務組合負担金等条例（平成18年組合条例第21号）第10条第1項の規定により、佐野地区衛生施設組合が、栃木県市町村総合事務組合において退職手当支給事務を共同処理することとなった日から当該事務を共同処理しないこととなった日までの間に納付した一般負担金、特別負担金及び納付金の総額と、事務費に相当する金額として一般負担金の算定の基礎となった給料月額総額の総額に1000分の0.85を乗じて得た額に相当する額及び当該期間に支給した退職手当の総額の合計額との差額を佐野地区衛生施設組合に還付するものとする。

令和5年 月 日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第10号

令和4年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、  
令和4年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年 5月31日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

# 令和4年度 那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国(県)支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	公共交通政策費（新型コロナウイルス感染症対策タクシー事業者支援補助金）	9,842,000	9,606,000	0	0	0	0	9,606,000
		西那須野支所庁舎管理費（照明制御装置改修工事）	16,027,000	11,495,000	0	0	0	0	11,495,000
4 衛生費	1 保健衛生費	脱炭素社会構築推進費（青木地区ゼロカーボン街区構築詳細設計）	20,000,000	20,000,000	0	国 1,320,000	0	0	18,680,000
		脱炭素社会構築推進費（青木地区ゼロカーボン街区民間施設再生可能エネルギー設備導入設計）	10,000,000	10,000,000	0	国 6,666,000	0	0	3,334,000
	2 清掃費	家庭系ごみ収集費（粗大ごみ収集車両購入）	7,250,000	7,250,000	0	0	0	0	7,250,000
6 農林水産業費	1 農業費	中山間地域活性化事業費（青木ふるさと物産センター再整備）	994,136,000	994,136,000	0	国 497,068,000	495,300,000	0	1,768,000
		農業経営基盤強化促進事業費（農業用機械導入費助成）	18,180,000	18,180,000	0	県 18,180,000	0	0	0
		畜産担い手育成総合整備事業費（農業用施設等整備費助成）	57,145,000	14,017,000	0	県 14,017,000	0	0	0
		農村基盤施設整備事業費（沓掛地区農道）	12,100,000	11,828,000	0	県 6,890,000	4,600,000	0	338,000
		農村基盤施設整備事業費（熊久保望田水利組合ため池防災工事計画策定事業）	4,200,000	4,200,000	0	県 4,200,000	0	0	0
	2 林業費	高林地域森林管理費（板室地区私有林間伐）	1,461,000	1,461,000	0	0	0	0	1,461,000
		森林環境整備促進基金活用事業費（森林経営管理権集積計画作成）	10,435,000	10,411,000	0	0	0	0	10,411,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持管理費（黒磯駅構内黒磯こ線人道橋補修工事委託）	2,741,000	2,741,000	0	国 57,000	0	0	2,684,000
		道路維持管理費（要害1号線要害1号橋）	47,500,000	47,500,000	0	国 23,595,000	17,400,000	0	6,505,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国(県)支出金	地方債	その他		
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持管理費（黒磯駅東西連絡橋）	25,500,000	16,300,000	0	国	7,645,000	5,600,000	0	3,055,000
		道路維持管理費（石林・東赤田線）	11,500,000	11,500,000	0		0	8,400,000	0	3,100,000
		道路維持管理費（睦・南郷屋420号線）	11,000,000	11,000,000	0		0	8,000,000	0	3,000,000
		道路維持管理費（上赤田・北赤田572号線）	11,900,000	11,900,000	0		0	8,700,000	0	3,200,000
		社会資本整備総合交付金事業費（新幹線側道西3号線）	19,425,000	16,220,000	0	国	7,992,000	7,100,000	0	1,128,000
		社会資本整備総合交付金事業費（三区町152号線）	39,949,000	20,779,000	0	国	9,244,000	8,400,000	0	3,135,000
		防災・安全交付金事業費（共墾社一分水線）	5,956,000	5,956,000	0	国	2,893,000	2,400,000	0	663,000
		防災・安全交付金事業費（湯街道2号線）	41,828,000	30,816,000	0	国	16,030,000	11,500,000	0	3,286,000
		防災・安全交付金事業費（石林・東赤田線）	7,150,000	7,150,000	0	国	3,932,000	2,500,000	0	718,000
		防災・安全交付金事業費（二区町236号線）	9,718,000	5,930,000	0	国	3,107,000	2,200,000	0	623,000
		地方創生道整備推進交付金事業費（ときわが丘通り線）	58,769,000	37,570,000	0	国	16,285,000	14,600,000	0	6,685,000
	市単独道路整備事業費（野崎こ線橋通り街路事業に伴う道路排水施設）	76,989,000	49,989,000	0		0	31,400,000	0	18,589,000	
	4 都市計画費	都市計画道路3・3・4号東那須野東通り道路改良事業費（道路改良設計）	44,500,000	44,500,000	0		0	0	0	44,500,000
		黒磯駅周辺地区都市再生整備計画事業費（宮町縦1号線美装化工事）	9,459,000	9,459,000	0	国	4,675,000	4,200,000	0	584,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国(県)支出金	地方債	その他	
8 土木費	4 都市計画費	公園維持管理費（黒磯公園隣接地土地購入）	2,035,000	2,035,000	0	0	0	0	2,035,000
		都市公園等長寿命化事業費（烏ヶ森公園長寿命化）	17,923,000	17,236,000	0	国 8,403,000	0	0	8,833,000
		下水道事業会計補助金等（生活排水処理基本構想策定事業負担金）	3,278,000	3,278,000	0	0	0	0	3,278,000
9 消防費	1 消防費	防火水槽整備事業費（金沢地区）	7,132,000	7,132,000	0	0	7,100,000	0	32,000
10 教育費	1 教育総務費	西那須野学校給食共同調理場管理運営費（自家発電装置部品等交換）	1,144,000	1,045,000	0	0	0	0	1,045,000
	2 小学校費	小学校施設整備事業費（南小学校屋内消火栓ポンプ修繕）	2,838,000	2,838,000	0	0	0	0	2,838,000
		小学校施設整備事業費（小学校特別教室エアコン設置工事）	310,399,000	286,582,000	0	国 170,000,000	0	0	116,582,000
		箒根学園整備事業費（外構整備工事）	41,340,000	41,340,000	0	0	0	0	41,340,000
	3 中学校費	中学校施設整備事業費（中学校・義務教育学校特別教室エアコン設置工事）	156,401,000	140,018,000	0	国 80,000,000	0	0	60,018,000
		中学校施設整備事業費（三島中学校消防設備改修工事）	4,830,000	4,830,000	0	0	0	0	4,830,000
		中学校施設整備事業費（西那須野中学校校舎改修工事）	222,706,000	222,706,000	0	国 71,817,000	92,500,000	0	58,389,000
	5 社会教育費	黒磯文化会館整備事業費（舞台照明設備等改修工事）	136,675,000	136,675,000	0	0	0	0	136,675,000
	6 保健体育費	体育施設管理運営費（くろいそ運動場武道館屋根修繕工事）	22,000,000	13,300,000	0	0	0	0	13,300,000
計			2,513,361,000	2,320,909,000	0	974,016,000	731,900,000	0	614,993,000



報告 第11号

令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年 5月31日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

## 令和4年度 那須塩原市温泉事業特別会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予 算 計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国(県)支出金	地方債	その他
2 温泉事業建設費	1 温泉事業建設費	第2・第3配湯所給湯設備改修工事	71,000,000	15,000,000	0	15,000,000	12,518,000	2,482,000	2,482,000	82,000	0	2,400,000	0

報告 第12号

令和4年度那須塩原市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和4年度那須塩原市水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年 5月31日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

## 令和4年度 那須塩原市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	那須塩原市配水管管網解析業務委託	11,726,000	0	11,726,000	0	11,726,000	0	0	栃木県大田原土木事務所発注の道路事業との発注時期調整により、年度内での工期確保が困難となったため。
		戸田配水池定水位弁更新工事	45,000,000	0	45,000,000	22,500,000	22,500,000	0	0	資材納入の遅れにより、年度内での工事完成が困難となったため。
		国道4号配水管布設工事(第1工区)	20,240,000	0	20,240,000	10,100,000	10,140,000	0	0	宇都宮国道事務所発注の道路事業との発注時期調整により、年度内での工期確保が困難となったため。
		堰場橋橋梁添架部材製作設置工事	6,127,000	0	6,127,000	3,000,000	3,127,000	0	0	栃木県大田原土木事務所発注の道路事業との発注時期調整により、年度内での工期確保が困難となったため。
		県道矢板那須線堰場橋配水管橋梁添架工事	26,015,000	0	26,015,000	13,000,000	13,015,000	0	0	栃木県大田原土木事務所発注の道路事業との発注時期調整により、年度内での工期確保が困難となったため。
計			109,108,000	0	109,108,000	48,600,000	60,508,000	0	0	

報告 第13号

令和4年度那須塩原市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和4年度那須塩原市下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年 5月31日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

## 令和4年度 那須塩原市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による建設改良費の事故繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道百村川第1幹線舗装本復旧工事	9,350,000	0	9,350,000	9,300,000	50,000	0	0	工事の施工にあたり、交通誘導員の手配に不測の日数を要し、また、道路管理者との工程調整により年度内での完成が困難となったため。

## 令和4年度 那須塩原市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	令和4年度那須塩原市生活排水処理基本構想策定及び公共下水道事業計画等変更業務委託	13,750,000	0	13,750,000	3,278,000	0	10,472,000	0	0	事業計画等変更業務委託について、流域関連公共下水道の変更に関する業務については、栃木県の北那須流域下水道事業と調整を図りながら行う必要があり、栃木県では令和5年度に事業計画変更を行う予定であることから、進捗を合わせる必要があったため。
		市道前弥六唐杉線舗装本復旧工事	7,920,000	0	7,920,000	3,960,000	3,500,000	460,000	0	0	交通規制に係る警察協議に不測の日数が生じ、年度内での工事完成が困難となったため。
		下水道管更生工事	31,350,000	0	31,350,000	14,210,000	15,500,000	1,640,000	0	0	交通規制に係る警察協議に不測の日数が生じ、年度内での工期確保が困難となったため。
		流関特環公共下水道下永田1号幹線枝線工事(国庫第2工区)	22,990,000	0	22,990,000	7,425,000	14,400,000	1,165,000	0	0	湧水の影響で工事の進捗に遅れが生じ、年度内での完成が困難となったため。
		流関特環公共下水道下永田1号幹線枝線工事(国庫第3工区)	54,399,000	0	54,399,000	26,099,500	25,600,000	2,699,500	0	0	湧水の影響で工事の進捗に遅れが生じ、年度内での完成が困難となったため。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	流関特環公共下水道下永田1号幹線枝線工事(国庫第4工区)	34,540,000	0	34,540,000	15,158,000	17,600,000	1,782,000	0	0	湧水の影響で工事の進捗に遅れが生じ、年度内での完成が困難となったため。
		流関特環公共下水道二つ室1号汚水幹線枝線工事(国庫第5工区)	20,922,000	0	20,922,000	9,790,000	10,100,000	1,032,000	0	0	湧水の影響で工事の進捗に遅れが生じ、年度内での完成が困難となったため。
		流関特環公共下水道下永田1号幹線枝線工事(国庫第7工区)	22,627,000	0	22,627,000	4,290,000	17,100,000	1,237,000	0	0	湧水の影響で工事の進捗に遅れが生じ、年度内での完成が困難となったため。
		流関特環公共下水道下永田1号幹線枝線工事(国庫第8工区)	20,449,000	0	20,449,000	9,124,500	10,300,000	1,024,500	0	0	湧水の影響で工事の進捗に遅れが生じ、年度内での完成が困難となったため。
		令和4年度那須塩原市公共下水道塩原水処理センター耐震診断業務委託	10,210,000	0	10,210,000	5,105,000	0	5,105,000	0	0	国費内示額減により、対象箇所を選定に不測の日数を要したため。
計			239,157,000	0	239,157,000	98,440,000	114,100,000	26,617,000	0	0	



報告 第14号

公益財団法人那須塩原市農業公社の経営状況報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人那須塩原市農業公社の経営状況報告書を別冊のとおり提出する。

令和5年 5月31日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第15号

公益財団法人那須塩原市文化振興公社の経営状況報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人那須塩原市文化振興公社の経営状況報告書を別冊のとおり提出する。

令和5年 5月31日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第16号

公益財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況報告書を別冊のとおり提出する。

令和5年 5月31日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎